



平成30年度第4回 船橋市行財政改革推進会議

受益者負担について

～「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」の見直しについて～

平成30年12月27日
企画財政部 財政課

1. 見直しの背景

【意見書における提言】

「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」について・・・

- ✓ 「市場的・私益的に分類される施設については、投資分の回収という観点から、その原価の算定にあたり減価償却費を反映させることも検討」
- ✓ 「受益者負担割合についても改めて精査し、見直しを行う」

現在の使用料の算出方法

$$\text{使用料の額} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

※原価に「減価償却費」は算入していない

見直しのポイント

- 原価への減価償却費（資本費）の算入
- 受益者負担割合の精査

2. 原価の算定について①

- 使用料・手数料の算定基準（基本方針）を策定している近隣市等を調査

算入状況

調査対象：関東圏内中核市・県内近隣市 計18市

「原価」に資本費を

算入している自治体	15市（83.3%）
算入していない自治体	3市（16.7%）

《今後の方針》

すべての施設で、原価の算定にあたり資本費の算入を検討

2. 原価の算定について②

【使用料の算定方法】 使用料 = **原価** × 受益者負担割合

原価について

現行

原価 = 人に係る経費 + 物に係る経費



見直し

原価に「資本費」を新たに算入

原価 = 人に係る経費 + 物に係る経費 + **資本費**

※資本費：施設の建設や改良などに係る経費

2. 原価の算定について③

算入する資本費の考え方

$$\text{資本費} = (\text{取得価格} - \text{国庫補助金等}) \div \text{減価償却資産の耐用年数}$$

～ポイント～

1. 対象施設は全施設とする。
2. 減価償却期間の耐用年数は、公会計上の耐用年数とする。
3. 増減築などによる機能の増減はその分の原価を加減し、機能維持のための設備更新や大規模修繕は、原価に算入しない。

3. 受益者負担割合の見直しについて①

【使用料の算定方法】 $使用料 = 原価 \times \text{受益者負担割合}$

受益者負担割合の設定は、施設ごとのサービス内容について「市場性があるか」、「公益性があるか」という2視点で分類している。

【市場性による分類】

市場的	非市場的
<ul style="list-style-type: none"> 同種または類似するサービスが、民間で提供されている施設 収益性が高い施設 	<ul style="list-style-type: none"> 同種または類似するサービスが、民間で提供されていない（ほとんどない）施設 収益性が低い施設

【公益性による分類】

公益的	私益的
<ul style="list-style-type: none"> 市民が日常生活を営む上で必要となる施設 社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 安心安全な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及・啓発するための施設 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設 主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設

3. 受益者負担割合の見直しについて②

「使用料・手数料の算定の基本的な考え方（H28策定）」により定められている各施設の受益者負担割合について、全施設の見直しの可能性について検討を行う。

検討の過程

① 施設毎に、他市における同種の施設の受益者負担割合を調査

本市と乖離がある施設を抽出

② 施設毎に、受益者負担割合設定に関する市場性・公益性の考え方を再検討

見直しが必要

見直し対象とする施設

運動公園（野球場、陸上競技場、体育館、弓道場、プール、庭球場）、法典公園（球技場、庭球場）
 若松公園（野球場、庭球場）、高根木戸近隣公園（庭球場）、北習志野近隣公園（庭球場）
 ふなばし三番瀬海浜公園（野球場、庭球場）、総合体育館、武道センター、学校運動場夜間照明灯
 行田運動広場、高瀬下水処理場上部運動広場、大神保青少年キャンプ場

《見直し対象施設の受益者負担割合》

① 運動施設（現行）

	庭球場	プール	その他運動施設 〔 野球場・陸上競技場 体育館・運動広場等 〕
市場性	【高】 採算性がある	【中】 民間でも同種のサービスが提供されているが、十分な供給量でない	【低】 民間によるサービス提供が極めて低い
公益性	【中】 スポーツ健康都市宣言を行っているため一定の公益性はあるが、特定の受益者の利便を図る施設		
受益者負担割合	75%	50%	25%

「スポーツ健康都市宣言」が使用料算定にあたって「公益性」に考慮すべき事項か検討



全ての運動施設について、公益性の観点において受益者負担割合を見直す

《見直し対象施設の受益者負担割合》

② 大神保青少年キャンプ場（現行）

	大神保青少年キャンプ場
市場性	【低】 民間では教育を目的としたサービスの提供がない
公益性	【高】 大人だけの利用を認めておらず、キャンプによる共同生活を通じて体力を養い、心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的としている
受益者負担割合	0%（無料）

市場性や施設活用のノウハウやアイデアを把握するためのサウンディング型市場調査を実施中



調査の結果、本施設の活用方法等について再検討を行う

4. その他の検討事項

○ 定期見直し期間の変更について

《現行》

制度改正や急激な物価変動などにより、臨時的に見直しが必要となる場合を除き、**2年毎**の見直し

《見直し後》

⇒ 料金改定後の実績の把握や条例改正事務等を考慮し、見直しのサイクルを**4年毎**に変更する。